

(5) 農業基盤整備資金の貸付対象と貸付条件

① 農業基盤整備資金

利 率 (平成20年4月18日改定)	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸付限度額	
一般・補助事業	25年	10年	地元負担額	
県 営				1.85%
団 体 営				1.70%
非補助事業				1.70%
一 般				1.70%
利子軽減	—			
災害復旧事業	1.35~1.70%			

- * 平成8年9月20日から当分の間、利子軽減対象事業にかかる利子の軽減は中止されている。
- * 災害復旧事業については、償還の年数により利率が変動する。

② 非補助土地改良事業一覧

事業種類	貸付対象範囲		
	利子軽減		一般非補助
	選定事業	認定事業	
かんがい排水	受益面積20ha未満	20ha以上の国県営直接関連	20ha以上の国県営非関連
畑地かんがい	団体営畑かん関連及びそれ以外の地域で受益面積が20ha未満	20ha以上の国県営直接関連	20ha以上の国県営非関連
圃場整備	受益面積20ha未満	20ha以上の国県営直接関連	20ha以上の国県営非関連
暗渠排水	受益面積20ha未満	20ha以上の国県営直接関連	20ha以上の国県営非関連
客土	受益面積20ha未満	20ha以上、但し、離島、補助事業の分割採択残を除く。	20ha以上の左記但し書該当
農道	受益面積20ha未満又は延長1,000m未満(平均傾斜度15度以上は14ha未満又は500m未満)	20ha以上かつ1,000m以上(平均傾斜度15度以上は14ha以上かつ500m以上。)但し、平均傾斜度30度以上、離島、補助事業の分割採択残を除く。	左記但し書該当
索道(軌道等運搬施設含む)	受益面積20ha未満又は延長500m未満	—	20ha以上かつ500m以上
農地造成	受益面積10ha未満(優良牧草の導入は面積制限なし)	—	10ha以上
維持管理	土地改良施設の維持管理	市街化区域内の軽微な改修等の維持管理	—
防災・農地保全	面積制限なし	—	—
農業集落排水施設	国の補助事業を補完し、かつ当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められるものであって、補助事業によって造成された施設に直接接続する施設に係る事業。	国の補助事業を補完し、かつ当該事業と一体として事業効果が確保されると認められるもの。但し、左の選定事業に該当するものを除く。	—
埋立・干拓・干拓関連・床締・心土耕・石れき除去・酸性きょう正・飲雑用水	—	—	面積制限なし
畦畔整備	—	—	コンクリート又は石積等の畦畔
牧野の改良・造成	受益面積10ha(開拓附帯地、河川敷5ha)未満	—	10ha(5ha)以上
牧野利用施設整備	牧野の改良、造成と併せて行う隔障物、牧舎等	—	隔障物、牧舎等の単独実施の場合

- * 選定事業とは、都道府県知事の選定を、認定事業とは地方農政局長の認定を受けたものをいう。

1) 貸付限度

負担額のほぼ100%

但し、農業集落排水事業については、一部限度がある。

2) 償還期限

据置期間を含め25年以内

3) 据置期間

10年以内

③ 担い手育成農地集積資金

1) 貸付の対象となる事業

ア 経営体育成促進事業

イ 担い手育成草地集積事業

2) 貸付利子

無利子

3) 貸付限度額

下記のア、イのいずれか低い額。

ア 貸付対象年度事業費の10%

イ 当該年度に負担する額の5/6

なお、地元負担額のうちこの資金を差し引いた残額について、同時に農業基盤整備資金（上記①）の融資が受けられる。

4) 償還期限

据置期間を含め25年以内

5) 据置期間

10年以内